

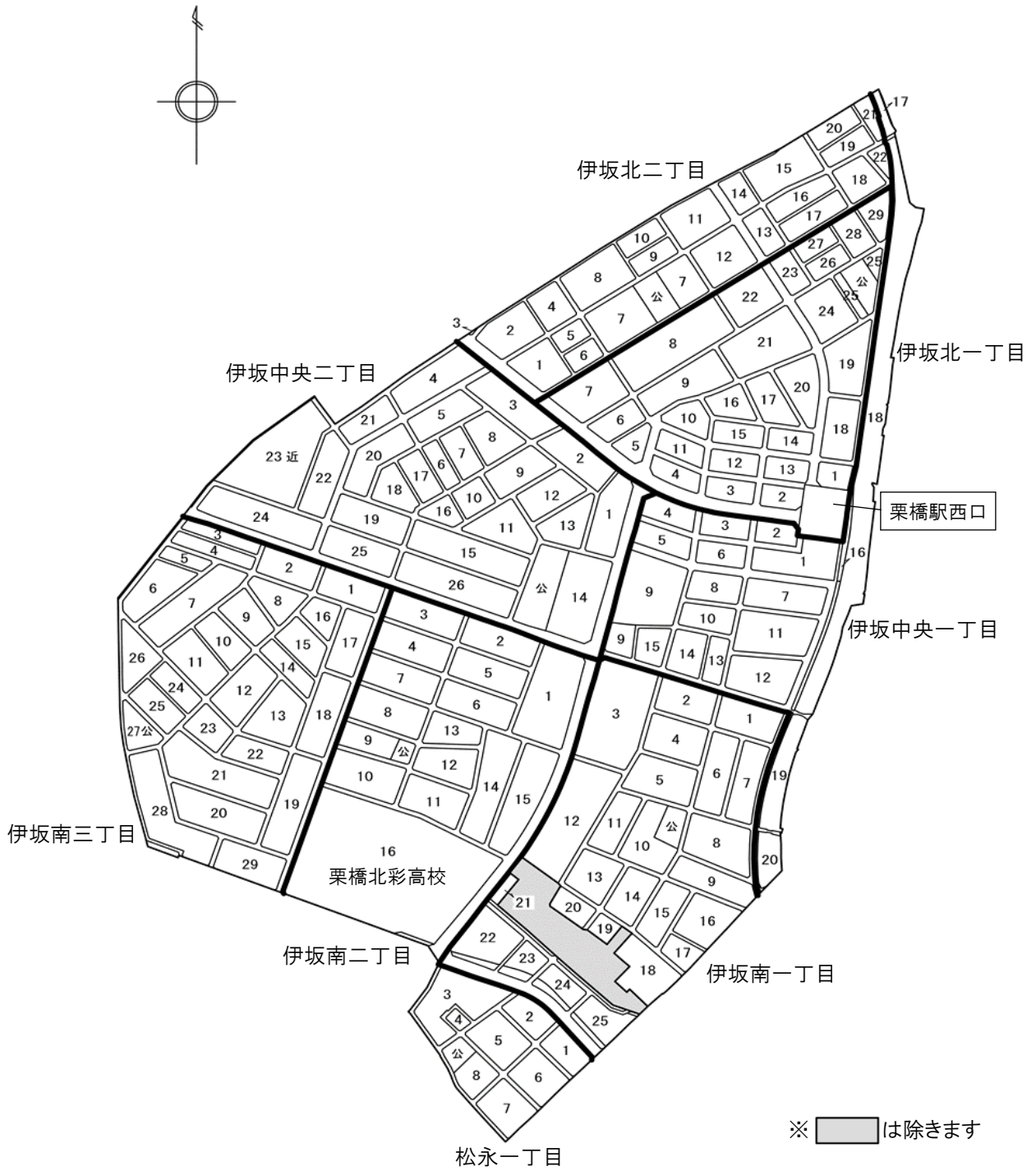
久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業に伴う

住所変更手続きのしおり

令和4年3月19日(土)から
あなたの住所が変わります

久喜市

新町名・町界図



はじめに

昭和62年2月から施行してきました久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業は、令和4年3月18日に換地処分公告を迎えることとなりました。

このことに伴い、土地区画整理事業の施行区域内における町名とこれまでの区域を変更し、土地の地番を整理（変更）します。

これにより、施行区域内にお住まいの皆さまの住所や事業所の所在地の表し方が、令和4年3月19日（土）から併せて変更となります。

今後は、整備された居住区画等に合わせた新しい住所に変更となり、お住まいの住所が分かりやすいものとなります。

このしおりでは、施行区域内にお住まいの皆さまの新しい住所の表し方（表記）や、変更を必要とする主な手続きなどについて、ご案内いたします。

※住所変更等の手続きは、変更日(令和4年3月19日)以降に行ってください。

※不動産登記簿の変更手続き(甲区欄「所有権者の住所」の変更)については、換地処分の登記が完了した旨の完了通知受領後(令和4年7月頃)に行ってください。

目次

1	皆さまにお届けするもの	3
2	新しい住所等の表し方	4
3	郵便番号について	4
4	住所変更の手続きについて	5
	(1) 住所変更の手続きが不要なもの	5
	(2) 新しい住所に書き換えた証書などが自動的に送付されるもの	5
	(3) 住所変更の手続きが必要な主なもの	7
5	保留地を購入いただいた方の手続きと費用について	11
6	登記手続きについて	12
7	その他留意事項	14
8	関係機関案内	15

1 皆さまにお届けするもの

◇ 今回お届けしたもの

住所変更手続きのしおり (1冊)	・住所変更の実施に伴い皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続き等を説明した冊子（現在ご覧いただいている冊子）です。
住所変更のお知らせ (1枚)	・今回の住所変更により新しく設定されるあなたの住所（予定）が記載されています。 ・住所変更の証明書としては使用できません。
会社・法人等の 変更登記の手引き ※法人のみ	・会社、法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。（施行区域内にお住まいの皆さまにはおとどけしません）

◇ 変更日（令和4年3月19日）以降に久喜市から郵送するもの

住所変更決定通知 (1枚)	・新しく設定されたあなたの住所が記載されています。 ・住所変更決定通知書は、再発行できません。
住所変更証明書 (個人5枚) (法人10枚)	・住所変更証明書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種手続きに使用できます。 ・住所変更証明書が足りない場合は、 ■個人の場合：市役所市民課（総合窓口）、各総合支所市民係（総合窓口） ■法人の場合：栗橋総合支所内の市街地整備推進室 において無料で発行します。
住所変更の お知らせ用はがき (1世帯50枚)	・新しい住所を知人・取引先などにお知らせするための、日本郵便（株）が発行する無料はがきです。 はがきの裏面に新しい住所をご記入いただき、同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出してください。
本籍変更証明書 (個人1枚)	・本籍変更証明書は、変更日以降、運転免許証の本籍変更の 手続きに使用できます。

2 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。

住所 及び 本籍 町名と地番が変わります。

変更前の例

久喜市 伊坂 ○○番地○

久喜市 松永 ○○番地○

変更後の例

久喜市 伊坂中央○丁目 ○○番地○
新町名 新番地

久喜市 松永一丁目 ○○番地○
新町名 新番地

※住所と本籍が一致していない場合があります。

一致させることを希望する場合は、換地処分後に転籍届出が必要となります。

【問合せ先…市役所市民課（総合窓口）・各総合支所市民係（総合窓口）】

不動産（土地・建物） 町名と地番が変わります。

変更前の例

久喜市 伊坂 字●● ○○番(地)○

久喜市 松永 字●● ○○番(地)○

変更後の例

久喜市 伊坂中央○丁目 ○○番(地)○
新町名 新番地

久喜市 松永一丁目 ○○番(地)○
新町名 新番地

※土地の地番は「○○番」、建物の所在地は「○○番地」で表します。

3 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

- ・ 伊坂北一～二丁目 〒349-1126
- ・ 伊坂中央一～二丁目 〒349-1127
- ・ 伊坂南一～三丁目 〒349-1128
- ・ 松永一丁目 〒349-1122

(松永一丁目の郵便番号は、地区外の松永地区と同じ番号となります)

4 住所変更の手続きについて

住所の変更に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

それぞれについて主なものをご案内いたしますので、住所が変更となる令和4年3月19日以降に手続きを行ってください。

(1) 住所変更の手続きが不要なもの

市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳（住民票） ・印鑑登録原票（印鑑証明書） ・戸籍の本籍欄（戸籍謄抄本） ※ただし、本籍と住所を一致させることを希望する場合は、転籍届出が必要となります。 ・選挙人名簿などの住所欄 ・国民年金（1号被保険者）の加入者及び国民年金、厚生年金の受給者 ・犬の登録情報 ・標識交付証明書（原動機付自転車及び小型特殊自動車） <p style="text-align: right;">…など</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・水道 ・郵便 ・パスポート <p>※パスポートの住所欄をご本人で二重線などで訂正してください。（修正液や修正テープは使用しないでください）</p>

(2) 新しい住所に書き換えた証書などが自動的に送付されるもの

		証書等	担当課 問合せ先
市役所	保険関係	国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市役所 国民健康保険課 (0480-22-1111) ・菖蒲総合支所 菖蒲市民係（総合窓口） (0480-85-1111) ・栗橋総合支所 栗橋市民係（総合窓口） (0480-53-1111) ・鷺宮総合支所 鷺宮市民係（総合窓口） (0480-58-1111)
		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 	
		後期高齢者医療	
		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 	

		証 書 等	担当課 問合せ先
市 役 所	福 祉 関 係	介護保険 ・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	・久喜市役所 介護保険課 (0480-22-1111) ・菖蒲総合支所 菖蒲高齢者・介護保険係 (0480-85-1111) ・栗橋総合支所 栗橋高齢者・介護保険係 (0480-53-1111) ・鷲宮総合支所 鷲宮高齢者・介護保険係 (0480-58-1111)
		・子ども医療費受給資格証 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・児童扶養手当証書 ・自立支援医療受給者証（育成医療） ・養育医療券	・久喜市役所 子ども未来課 (0480-22-1111) ・菖蒲総合支所 菖蒲児童福祉係 (0480-85-1111) ・栗橋総合支所 栗橋児童福祉係 (0480-53-1111) ・鷲宮総合支所 鷲宮児童福祉係 (0480-58-1111)
		・支給認定証、給付認定書 ※新しい認定証、認定書が届きましたら、14日以内に古い認定証、認定書を保育課または利用施設、事務所に提出してください。	・久喜市役所 保育課 (0480-22-1111) ・菖蒲総合支所 菖蒲児童福祉係 (0480-85-1111) ・栗橋総合支所 栗橋児童福祉係 (0480-53-1111) ・鷲宮総合支所 鷲宮児童福祉係 (0480-58-1111)
		・重度心身障害者医療費受給者証	・久喜市役所 障がい者福祉課 (0480-22-1111) ・菖蒲総合支所 菖蒲社会福祉係 (0480-85-1111) ・栗橋総合支所 栗橋社会福祉係 (0480-53-1111) ・鷲宮総合支所 鷲宮社会福祉係 (0480-58-1111)

※新しい保険証・資格証等が届くまでは、今までの保険証・資格証等をお使いください。

(3) 住所変更の手続きが必要な主なもの

以下の表に記載されているものは、皆さまに住所の変更の手続きをしていただく必要があります。

住所の変更の手続きの際に、久喜市が発行する「住所変更証明書」が必要となる場合があります。「住所変更証明書」については、14ページをご覧ください。

必要な手続き等	申請届出先	必要書類	期 限
<p>・マイナンバーカード (プラスチック製、顔写真付き)の住所変更</p> <p>・住民基本台帳カード (プラスチック製、顔写真付き)の住所変更</p> <p>※顔写真付きでない住民基本台帳カード(プラスチック製)、通知カード(紙製)については、書き換える必要はありません。</p> <p>※通知カードについては、法改正により、新規交付や再交付、通知カードの券面記載は行われなくなりました。</p>	<p>・久喜市役所 市民課(総合窓口) (0480-22-1111)</p> <p>・菫蒲総合支所 菫蒲市民係(総合窓口) (0480-85-1111)</p> <p>・栗橋総合支所 栗橋市民係(総合窓口) (0480-53-1111)</p> <p>・鷲宮総合支所 鷲宮市民係(総合窓口) (0480-58-1111)</p>	<p>カード所有者本人、またはカード所有者と同一世帯の方が窓口までお越しくください。</p> <p>【用意するもの】</p> <p>・左記の変更手続きが必要なカード</p> <p>・来庁者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)</p> <p>・住民基本台帳の暗証番号(数字4桁)を確認してきてください。※暗証番号が不明な方は、再設定が必要です。ご本人が来庁した場合のみ、即日の暗証番号の再設定ができません。</p>	<p>期限はありません。必要に応じて手続きをしてください。(なお、換地処分後は、大変混雑することが予想されますので、ご注意ください。)</p> <p>市民課(総合窓口)、各総合支所市民係(総合窓口)で受付可能です。)</p>
<p>・マイナンバーカードの「署名用電子証明書」を利用している方</p> <p>※住所変更前の状態で電子証明書の有効期限まで引き続きご利用いただけます。ただし、利用先によっては利用出来ない場合がありますので、その際は署名用電子証明書再発行の手続きが必要となります。右記の必要書類欄をご確認のうえ、窓口までお越しくください。(手数料は無料です)</p>	<p>・久喜市役所 市民課(総合窓口) (0480-22-1111)</p> <p>・菫蒲総合支所 菫蒲市民係(総合窓口) (0480-85-1111)</p> <p>・栗橋総合支所 栗橋市民係(総合窓口) (0480-53-1111)</p> <p>・鷲宮総合支所 鷲宮市民係(総合窓口) (0480-58-1111)</p>	<p>・カード所有者本人、またはカード所有者と同一世帯の方が窓口までお越しくください。</p> <p>・署名用電子証明書の発行には①住民基本台帳用の暗証番号(数字4桁) ②署名用電子証明書の暗証番号(英数字混在6桁以上16桁以内)の照合が必要です。※暗証番号が不明な方は、暗証番号の再設定の手続きが必要です。ご本人が来庁した場合のみ、即日発行及び再設定ができます。</p>	<p>市民課(総合窓口)、各総合支所市民係(総合窓口)で受付可能です。)</p>

	必要な手続き等	申請届出先	必要書類	期 限
住民登録関係	・ 特別永住者証明書の住所変更	・ 久喜市役所 市民課 (総合窓口) (0480-22-1111) ・ 菖蒲総合支所 菖蒲市民係 (総合窓口) (0480-85-1111)	・ 特別永住者証明書	期限はありません。必要に応じて手続きをしてください。
	・ 在留カードの住所変更	・ 栗橋総合支所 栗橋市民係 (総合窓口) (0480-53-1111) ・ 鷲宮総合支所 鷲宮市民係 (総合窓口) (0480-58-1111)	・ 在留カード	
年金関係	・ 厚生年金 (第2号および第3号被保険者) の加入者および被扶養者	・ 各事業所 (勤務先)	・ 住所変更届など	すみやかにお願いします。
福祉関係	・ 精神障害者保険福祉手帳	・ 久喜市役所 障がい者福祉課 (0480-22-1111)	・ 手帳、受給者証、登録証など	必要な時に手続きをしてください。
	・ 自立支援医療受給者証 (精神通院医療)	・ 菖蒲総合支所 菖蒲社会福祉係 (0480-85-1111)	・ 受給者証	
	・ 自立支援医療受給者証 (更生医療)	・ 栗橋総合支所 栗橋社会福祉係 (0480-53-1111)	・ 助成券	
	・ 訪問入浴サービス受給者証	・ 鷲宮総合支所 鷲宮社会福祉係 (0480-58-1111)	・ 受給者証	
	・ 障害児 (者) 生活サポート事業利用受給者証		・ 証書	
	・ 自動車燃料費助成券		・ 手帳	
	・ 障害児通所受給者証		・ 手帳・受給者証・登録証など	
保健医療関係	・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 指定難病医療受給者証	・ 埼玉県幸手保健所 (0480-42-1101)	・ 変更届出書、(医療)受給者証、変更後の住所を確認できるもの(住所変更証明書など)	令和4年度継続申請時又は他の変更申請が生じた時に手続きをしてください。
	・ 肝炎治療受給者証			すみやかにお願いします。

	必要な手続き等	申請届出先	必要書類	期 限
保 健 医 療 関 係	<p>・各種営業許可証等の所在地変更 (該当職種：病院・医療機関、薬局、食品関係、理美容所、クリーニング所等)</p>	<p>・埼玉県幸手保健所 (0480-42-1101)</p>	<p>保健所にお問い合わせください。 (手続きの必要がない場合もあります)</p>	<p>保健所にお問い合わせください。</p>
	<p>・とねっと</p>	<p>・埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局 (0480-63-0003) ・久喜市役所 健康医療課 (0480-22-1111) ・中央保健センター (0480-21-5354) ・菖蒲保健センター (0480-85-7021) ・栗橋保健センター (0480-52-5577) ・鷲宮保健センター (0480-58-8521)</p>	<p>・「とねっと」利用者登録変更届</p>	<p>すみやかにお願いします。</p>
公 共 施 設 利 用 等	<p>・久喜市立図書館利用券 (利用カード)</p>	<p>・中央図書館 (0480-21-0114) ・菖蒲図書館 (0480-87-1388) ・栗橋文化会館図書室 (0480-52-2000) ・鷲宮図書館 (0480-58-1002)</p>	<p>・登録(変更)申込書(申込書の様式は図書館・図書室にあります) 【用意するもの】 ・利用カード ・来館者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等) ・住所等変更証明書(本人確認書類に新住所の記載がない場合のみ)</p>	<p>すみやかにお願いします。</p>
自 動 車 関 係	<p>・運転免許証 (住所の変更) (本籍の変更)</p>	<p>・幸手警察署(土・日・祝日を除く) (代表0480-42-0110) ※埼玉県内の(鴻巣警察署を除く)警察署であればどこでも手続きできます。 ・埼玉県警察運転免許センター(土・祝日を除く) (048-543-2001)</p>	<p>・運転免許証 ・住所変更証明書 ・本籍変更証明書 ※手数料は無料</p>	<p>すみやかにお願いします。 ※更新期間中の方は、免許証更新時に同時に変更できます。</p>

	必要な手続き等	申請届出先	必要書類	期 限
自動車関係	・自動車、オートバイ（125cc超）の所有者、使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	・埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 (050-5540-2028)	・検査証記入申請書（申請書は有料です） ・住所変更証明書 ・使用者の印鑑	すみやかにお願いします。
	・軽自動車の所有者、使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	・軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 (050-3816-3113)	・車検証 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です（法人の場合は代表者印）	
入札参加資格関係	・競争入札参加資格登録（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理）	・埼玉県入札審査課 (048-830-5770)	・埼玉県電子入札共同システムから出力される送付票及び必要書類	すみやかにお願いします。
その他	・小規模契約希望者登録	・久喜市役所 財政課 契約係 (0480-22-1111)	・久喜市小規模契約希望者登録申請事項変更・取下げ届	すみやかにお願いします
不動産関係	・不動産登記簿（甲区欄「所有者の住所」の変更）	手続きの詳細は、 6 登記手続きについて （この冊子の12ページ）をご覧ください。		
	※土地・建物登記簿の表題部（所在の表示）については、久喜市が変更の申請をします。 ※換地処分公示日（令和4年3月18日）の翌日から、上記の表題部の変更登記が完了するまでの間、一般の不動産に関する登記事務が停止されます。所有者の住所変更登記については、登記事務の停止が解除された後に申請できます。			
個人で契約・届出しているもの例	必要な手続きの例	申請届出先（手続先）		
	・電話、電気、ガス、NHK	・各電話会社、電力会社、ガス会社等		
	・生命保険、自動車保険、銀行、クレジットカード等	・各保険会社、金融機関等		
	・勤務先、学校	・久喜市立小、中学校への手続きは不要です		

※詳しくは、各担当課、各取扱機関へお問い合わせください。

※上記以外の免許証、健康保険証、許認可証、預金通帳などをお持ちの場合や、個人で契約や届出を出しているものについては、それぞれの機関などにお問い合わせください。

※手続きは変更日（令和4年3月19日）以降に行ってください。

（住所変更証明書が必要な手続きについては、証明書が届いてから行ってください）

5 保留地を購入いただいた方の手続きと費用について

■ 換地処分（令和4年3月18日）



■ 久喜市名義で登記（久喜市が行います）

区画整理地内の土地・建物の登記簿の書き換え完了後
（令和4年7月から8月頃）



■ 所有権移転登記

（久喜市名義から保留地購入者に所有権の変更を行う手続きです。所有権移転手続きに必要な書類が用意でき次第、久喜市が行います。）

令和4年8月から9月頃に「保留地の所有権移転手続きの通知」をお送りします。

所有権移転手続きに必要な書類（皆さまに用意していただきます）

- 登録免許税払込書の領収書（郵便局、埼玉りそな銀行栗橋支店、川口信用金庫栗橋支店等（日本銀行歳入代理店）又は税務署で登録免許税を納入すると交付されます）

※登録免許税は、固定資産評価証明書に記載されている不動産評価額の1.5%に相当する額です。

- 固定資産評価証明書及び住民票



■ 完了

移転登記が完了後、法務局から登記識別情報通知が発行されます。

発行された登記識別情報通知は市から購入者へお渡しします。

金融機関から市へ登記識別情報通知の代理受領の申出がある場合は、市から金融機関へお渡しします。

《登記識別情報とは》

現在、紙の権利証の代わりに使われているものは、数字とその他符号を組み合わせた12文字である登記識別情報です。登記を申請する時に、この12文字の符号を提示することと、本人の証明書（電子署名か、従来の印鑑証明書）を添えることが不動産の所有者である証拠となります。

6 登記手続きについて

■不動産（土地・建物）登記

《各手続きは換地処分の登記が完了した旨の完了通知受領後（令和4年7月頃）に行ってください》

必要な手続き	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の所在地を管轄する法務局 久喜市内の土地・建物等については下記 	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 住所変更証明書 印鑑（シャチハタ不可） 	手続きに期限はありません。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 久喜支局 〒346-0005 久喜市本町4-5-28 TEL 0480-21-0215		

〈土地区画整理事業内の土地・建物に関する登記事務の停止について〉

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記など）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

所有者の住所変更登記については、登記事務の停止が解除された後に申請できます。

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、住所変更証明書を添付してください。
 この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。
鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、換地処分通知、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 登記申請書の用紙（ひな型）は栗橋総合支所内市街地整備推進室にお問い合わせいただければお渡ししますが、記載例に従いパソコン（ワープロ）等で作成したのもも使用できます。
 ※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
 申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印で綴り目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状を併せて提出する必要があります。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合には、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- (9) 登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒（基本料金+簡易書留320円）を同封してください。

4.5 cm×10.5 cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年3月19日 町名地番変更

変更後の事項 住所 久喜市 伊坂中央〇丁目 0番地0

住所変更後の
所有者の住所

申請人 住所 久喜市 伊坂中央〇丁目 0番地0

氏名 久喜 太郎

認印

連絡先電話番号 0480-00-0000

捨印

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1通

提出先の法務局

令和 00 年 00 月 00 日申請

さいたま地方法務局久喜支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

変更後の登記内容を
正確にご記入ください

不動産の表示

土地の表示

所在	地番	地目	地積
久喜市 伊坂中央〇丁目	00 番	宅地	123.45 m ²

建物の表示

所在	久喜市 伊坂中央〇丁目 00 番地				
家屋番号	1 番	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階	78.9 m ²	2階	67.89 m ²	

7 その他留意事項

(1) 住所変更証明書・本籍変更証明書について

今回の各種住所変更(本籍変更)手続きの際に、住所変更(本籍変更)があったことを証明するものとして住所変更証明書(本籍変更証明書)が必要となる場合があります。

住所変更証明書については、住所変更後(令和4年3月22日以降)、変更区域内に住民登録をしている方を対象に、久喜市から世帯主に郵送いたします。(特定の区域へ大量に郵送するため、届くまでに2週間以上かかる場合があります)

本籍変更証明書については、変更区域内に本籍地がある方を対象として、筆頭者(筆頭者が除籍されている場合は、在籍者)の方へ郵送いたします。

なお、証明書が早急に必要の方及び証明書が不足した方は、変更日以降の令和4年3月22日(火)から、久喜市役所市民課(総合窓口)・各総合支所市民係(総合窓口)などにおいて無料で発行します。

(2) 住民票、戸籍謄本等のコンビニ交付の休止について

住所変更日とその翌日、翌々日(令和4年3月19日(土)、3月20日(日)、3月21日(月))は、データ更新のため、住民票や戸籍謄本等のコンビニ交付サービスを休止します。

(3) 住所の街区表示板の設置について

町名・地番の変更に伴い、地域の現在地の確認や訪問される方の混乱を避けるため、街区表示板を電柱やフェンスに設置します。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) 郵便物の送付について

市役所からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更前の住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

(5) 住所変更の影響がないもの

◇町内会・自治会の区域 ◇ごみの収集日 ◇通学区域 ◇各選挙における投票所

この冊子に記載されている手続きは、あくまで一例です。各種免許、許可証などの住所変更に関しては、関係する窓口にお問い合わせのうえ、変更日以降に手続き等を行ってください。

8 関係機関案内

関係機関（名称）	所在地	電話番号
久喜市役所	久喜市下早見85-3	0480-22-1111
菖蒲総合支所	久喜市菖蒲町新堀38	0480-85-1111
栗橋総合支所	久喜市間鎌251-1	0480-53-1111
鷺宮総合支所	久喜市鷺宮6丁目1-1	0480-58-1111
栗橋郵便局	久喜市栗橋東2-4-6	0570-943-304
幸手警察署	幸手市大字上吉羽964番地	0480-42-0110
さいたま地方法務局 久喜支局	久喜市本町4丁目5番28号	0480-21-0215
春日部年金事務所	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階 ※交通アクセス：東武伊勢崎線(スカイツリーライン)「春日部駅」西口徒歩5分	048-737-7112
春日部税務署	春日部市大沼2丁目12番地1 ※交通アクセス：東武伊勢崎線(スカイツリーライン)「春日部駅」西口からバス(かすかべ温泉行)に乗車、「地方庁舎前」で下車、徒歩2分	048-733-2111
春日部県税事務所	春日部市大沼1丁目76(春日部地方庁舎2階) ※交通アクセス：東武伊勢崎線(スカイツリーライン)「春日部駅」西口からバス(かすかべ温泉行)に乗車、「地方庁舎前」で下車	048-737-2110
埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所	春日部市大字増戸723番地の1 ※交通アクセス：東武野田線(アーバンパークライン)「豊春駅」より徒歩20分	050-5540-2028
軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所	春日部市下大増新田字東耕地115番1 ※交通アクセス：東武伊勢崎線(スカイツリーライン)「春日部駅」西口からバス(かすかべ温泉行またはウイングハット春日部行)に乗車、「かすかべ温泉」で下車、徒歩5分	050-3816-3113 (コールセンター)

関係機関（名称）	所在地	電話番号
埼玉東部消防組合 消防局	久喜市上早見396番地	0480-21-0119
埼玉県幸手保健所	幸手市中1丁目16番4号	0480-42-1101
さいたま地方法務局 法人登記部門	さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 さいたま第2法務総合庁舎	048-851-1000
春日部労働基準監督署 労災課	春日部市南3-10-13	048-735-5228

**各関係機関にお出掛けの際は、事前にホームページ・電話等で
開庁日や受付時間等を確認してください。**

発行

久喜市建設部都市整備課 市街地整備推進室

埼玉県久喜市間鎌251-1（栗橋総合支所）

電話：0480-53-1111（内線260）